



島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第66号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 3

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 災害対策基本法に基づく次の権限

- (ア) 災害が発生した場合において、管理する道路について区間を指定すること。
- (イ) (ア)の区間に係る車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずること。
- (ウ) 指定道路区間を周知させる措置をとること。
- (エ) 道路管理者が自ら必要な措置をとること。
- (オ) 必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。
- (カ) 市町村道の道路管理者に対し、区間の指定若しくは必要な措置に係る命令をし、又は必要な措置をとるべきことを指示すること。

イ 災害対策基本法施行令に基づく次の権限

公安委員会に通知すること。

ウ 児童福祉法に基づく次の権限

- (ア) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定
- (イ) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新
- (ウ) 指定小児慢性特定疾病医療機関への指導
- (エ) 指定小児慢性特定疾病医療機関の名称等の変更の届出の受理
- (オ) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退の届出の受理
- (カ) 指定小児慢性特定疾病医療機関に関する報告の徴収又は質問若しくは検査
- (キ) 指定小児慢性特定疾病医療機関に対する勧告
- (ク) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は効力の停止

エ 児童福祉法施行規則に基づく次の権限

- (ア) 指定医の指定
- (イ) 指定医の指定の更新
- (ウ) 指定医の変更事項の届出の受理
- (エ) 指定医の指定辞退の届出の受理
- (オ) 指定医の指定の取消し

オ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく次の権限

- (ア) 指定医療機関の指定
- (イ) 指定医療機関の指定の更新
- (ウ) 指定医療機関への指導
- (エ) 指定医療機関の変更事項の届出の受理
- (オ) 指定医療機関の指定辞退の届出の受理
- (カ) 指定医療機関に関する報告の徴収又は質問若しくは検査
- (キ) 指定医療機関に対する勧告
- (ク) 指定医療機関の指定の取消し又は効力の停止

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に基づく次の権限

- (ア) 指定医の指定

- (イ) 指定医の指定の更新
- (ウ) 指定医の変更事項の届出の受理
- (エ) 指定医の指定辞退の届出の受理
- (オ) 指定医の指定の取消し又は効力の停止

キ 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令に基づく次の権限

- (ア) 表示事項又は遵守事項に関する指示
- (イ) 食品関連事業者に対する報告の徴収等
- (ウ) 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等
- (エ) 食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等
- (オ) 販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査
- (カ) 表示事項又は遵守事項に関する指示に係る措置命令
- (キ) 食品関連事業者等に対する措置命令又は業務停止命令
- (ク) 食品関連事業者等に対する報告の徴収等
- (ケ) 食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等

ク フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく次の権限

- (ア) 第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすること。
- (イ) 管理第一種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。
- (ウ) 第一種特定製品整備者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。
- (エ) 第一種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

ケ 食品衛生法に基づく次の権限

飲食店営業等の許可に条件を付すること。

- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等の改正に伴う規定の整理
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第31号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部道路法の項の次に次のように加える。

○ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

- 1 第76条の6第1項の規定により、管理する道路について区間を指定すること。
- 2 第76条の6第1項の規定により、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずること。
- 3 第76条の6第2項の規定により、指定道路区間を周知させる措置をとること。
- 4 第76条の6第3項の規定により、道路管理者が自ら同条第1項の規定による措置をとること。

5 第76条の6第4項の規定により、必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

6 第76条の7の規定により、市町村道の道路管理者に対し、第76条の6第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示すること。

○ 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）

1 第33条の3第1項の規定により、公安委員会に通知すること。

別表支庁の部土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の項第2号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に、「第16条第4項」を「第17条第4項」に、「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同項第3号中「第12条」を「第13条」に、「第16条第4項」を「第17条第4項」に改め、同項第4号中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第5号中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同項第6号中「第14条」を「第15条」に、「第16条第4項」を「第17条第4項」に改め、同項第7号中「第16条第1項又は第3項」を「第17条第1項又は第3項」に改め、同項第8号中「第17条第1項又は第2項」を「第18条第1項又は第2項」に改め、同項第9号中「第19条」を「第20条」に改め、同項第10号中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同項第11号中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項第12号中「第22条」を「第23条」に改め、同項第13号中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項第14号中「第26条」を「第28条」に改め、同項第15号中「第28条第1項」を「第30条第1項」に改める。

別表支庁の部その他の事務の項に次の1号を加える。

12 災害対策基本法第76条の6第1項の規定による措置（同条第3項の規定により道路管理者が自ら措置をとる場合に限る。）に係る事務を協定、業務委託等により道路管理者以外の者に行わせる場合において、当該道路管理者以外の者に対し身分証明書を発行すること。

別表保健所の部薬事法の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同部薬事法施行令の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項第1号中「総取扱処方せん数」を「総取扱処方箋数」に改め、同部児童福祉法の項中第1号を第9号とし、同号の前に次の8号を加える。

1 第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

2 第19条の10第1項の規定による指定の更新

3 第19条の13の規定による指導

4 第19条の14の規定による変更の届出の受理

5 第19条の15の規定による辞退の届出の受理

6 第19条の16第1項の規定による報告の徴収又は質問若しくは検査

7 第19条の17第1項の規定による勧告

8 第19条の18の規定による指定の取消し又は効力の停止

別表保健所の部児童福祉法の項の次に次のように加える。

○ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

1 第7条の10第1項の規定による指定医の指定

2 第7条の12の規定による指定の更新

3 第7条の14の規定による変更の届出の受理

4 第7条の15の規定による辞退の届出の受理

5 第7条の16の規定による指定の取消し

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

1 第14条第1項の規定による指定医療機関の指定

2 第15条第1項の規定による指定の更新

- 3 第18条の規定による指導
 - 4 第19条の規定による変更の届出の受理
 - 5 第20条の規定による辞退の届出の受理
 - 6 第21条第1項の規定による報告の徴収又は質問若しくは検査
 - 7 第22条第1項の規定による勧告
 - 8 第23条第1項の規定による指定の取消し又は効力の停止
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）

- 1 第15条第1項の規定による指定医の指定
- 2 第17条第1項の規定による指定の更新
- 3 第19条の規定による変更の届出の受理
- 4 第20条第1項の規定による辞退の届出の受理
- 5 第20条第2項から第4項までの規定による指定の取消し又は効力の停止

別表保健所の部食品衛生法施行条例の項の次に次のように加える。

- 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）
- 1 第5条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示
 - 2 第5条第1項第2号の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収等
 - 3 第5条第1項第3号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等
 - 4 第5条第1項第4号の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等
 - 5 第5条第1項第5号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査
 - 6 第6条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示
 - 7 第6条第1項第2号の規定による同項第1号に定める指示に係る措置命令
 - 8 第6条第1項第3号の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収等
 - 9 第6条第1項第4号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等
 - 10 第6条第1項第5号の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等
 - 11 第6条第1項第6号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査
 - 12 第7条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示
 - 13 第7条第1項第2号の規定による同項第1号に定める指示に係る措置命令
 - 14 第7条第1項第3号の規定による食品関連事業者等に対する措置命令又は業務停止命令
 - 15 第7条第1項第4号の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収等
 - 16 第7条第1項第5号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等
 - 17 第7条第1項第6号の規定による食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等
 - 18 第7条第1項第7号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査

別表保健所の部大気汚染防止法の項第18号中「第18条の18」を「第18条の19」に改め、同部土壌汚染対策法の項第3号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同項第4号中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同項第5号中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め、同項第6号中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改め、同部特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の項を次のように改める。

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- 1 第17条の規定により、第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすること。
 - 2 第18条第1項の規定により、管理第一種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

- 3 第48条の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し、引取り又は第一種特定製品に関する確認及び説明の実施に関し必要な指導及び助言をすること。
- 4 第49条第1項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。
- 5 第49条第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。
- 6 第49条第3項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。
- 7 第49条第4項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。
- 8 第49条第5項の規定により、フロン類の充填若しくは回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。
- 9 第49条第6項の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすること。
- 10 第49条第7項の規定により、同条第1項から第6項までの規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 11 第91条の規定により、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関し報告を求めること。
- 12 第92条第1項の規定により、立入検査を行うこと。

別表児童相談所の部児童福祉法施行規則の項中「(昭和23年厚生省令第11号)」を削る。

別表食肉衛生検査所の部食品衛生法の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- 5 第52条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。

別表食肉衛生検査所の部食品衛生法施行条例の項の次に次のように加える。

○ 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令

- 1 第5条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示
- 2 第5条第1項第2号の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収等
- 3 第5条第1項第3号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等
- 4 第5条第1項第4号の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等
- 5 第5条第1項第5号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査
- 6 第6条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示
- 7 第6条第1項第2号の規定による同項第1号に定める指示に係る措置命令
- 8 第6条第1項第3号の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収等
- 9 第6条第1項第4号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等
- 10 第6条第1項第5号の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等
- 11 第6条第1項第6号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査
- 12 第7条第1項第1号の規定による表示事項又は遵守事項に関する指示
- 13 第7条第1項第2号の規定による同項第1号に定める指示に係る措置命令
- 14 第7条第1項第3号の規定による食品関連事業者等に対する措置命令又は業務停止命令
- 15 第7条第1項第4号の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収等
- 16 第7条第1項第5号の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収等
- 17 第7条第1項第6号の規定による食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査等
- 18 第7条第1項第7号の規定による販売の用に供する食品に関する表示に係る申出の受付及び調査

別表産業技術センターの部島根県産業技術センター条例の項第4号中「第5条第4項ただし書」を「第5条第5項ただ

し書」に改め、同項第6号中「備考第3号」を「備考第5号」に、「別表に」を「同表に」に改め、同部島根県立産業高度化支援センター条例の項第4号中「取り消し、」の次に「同条第5項の規定により」を加え、同項第10号中「別表の備考第5号」を「別表の1の備考第3号」に改め、同部島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の項第17号中「第17条第2項」を「第19条第2項」に、「使用終了の届出」を「使用終了届出書」に改め、同項第18号中「第17条第3項」を「第19条第3項」に改め、同項第19号中「第18条第3号」を「第20条第3項」に改め、同項第20号中「第18条第8号」を「第20条第8号」に改め、同項第21号中「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同項第22号中「第19条第2項」を「第21条第2項」に改める。

別表県土整備事務所の部道路法の項の次に次のように加える。

○ 災害対策基本法

- 1 第76条の6第1項の規定により、管理する道路について区間を指定すること。
- 2 第76条の6第1項の規定により、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずること。
- 3 第76条の6第2項の規定により、指定道路区間を周知させる措置をとること。
- 4 第76条の6第3項の規定により、道路管理者が自ら同条第1項の規定による措置をとること。
- 5 第76条の6第4項の規定により、必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。
- 6 第76条の7の規定により、市町村道の道路管理者に対し、第76条の6第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示すること。

○ 災害対策基本法施行令

- 1 第33条の3第1項の規定により、公安委員会に通知すること。

別表県土整備事務所の部土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の項第2号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に、「第16条第4項」を「第17条第4項」に、「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同項第3号中「第12条」を「第13条」に、「第16条第4項」を「第17条第4項」に改め、同項第4号中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第5号中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同項第6号中「第14条」を「第15条」に、「第16条第4項」を「第17条第4項」に改め、同項第7号中「第16条第1項又は第3項」を「第17条第1項又は第3項」に改め、同項第8号中「第17条第1項又は第2項」を「第18条第1項又は第2項」に改め、同項第9号中「第19条」を「第20条」に改め、同項第10号中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同項第11号中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項第12号中「第22条」を「第23条」に改め、同項第13号中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項第14号中「第26条」を「第28条」に改め、同項第15号中「第28条第1項」を「第30条第1項」に改める。

別表県土整備事務所の部その他の事務の項に次の1号を加える。

- 9 災害対策基本法第76条の6第1項の規定による措置（同条第3項の規定により道路管理者が自ら措置をとる場合に限る。）に係る事務を協定、業務委託等により道路管理者以外の者に行わせる場合において、当該道路管理者以外の者に対し身分証明書を発行すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。